

第3章

介護サービスの適正化推進啓発セミナー

第3章 介護サービスの適正化推進啓発セミナー開催事業

1. セミナー開催について

(1) 目的

本事業においては地域のなかでサービスの質に基づいた適切な選択と競争が行われるための環境づくりとして、民間事業者等にどのような取組みが求められるか等の方向性を示し、事業者・利用者等に向け、効果的な活動を啓発することを目的として全国3箇所にてセミナーを開催する。セミナーの開催にあたって、各地域の特性に応じて事業を展開する地方振興組織の機能を活用し、介護サービスの適正化推進に向けたテーマによるセミナーを開催することで、利用者・事業者等が取り組むべき事項に関する理解の促進につながることを目的とする。

(2) 実施方法

セミナーは、当振興会の主導による開催地振興組織等への業務委託により実施した。セミナー開催にあたり、①介護サービス情報の公表制度、②個人情報保護の2つのテーマから選択することとし、委託申込み全国3箇所（福島県・兵庫県・茨城県）で介護サービスの適正化推進に向けたセミナーを開催することとした。

セミナーは、基調講演（1名）およびパネルディスカッション（コーディネーター1名、パネリスト4名）の構成、参加予定数を300名程度とした。地域における参加対象は、行政や事業者等地域内での介護サービスに係わる者を主体とし、開催地の地方振興組織等を通じて募集を行った。また、開催当日は、職員1名程度および開催地振興組織の事務局数名程度にて運営を行うこととした。

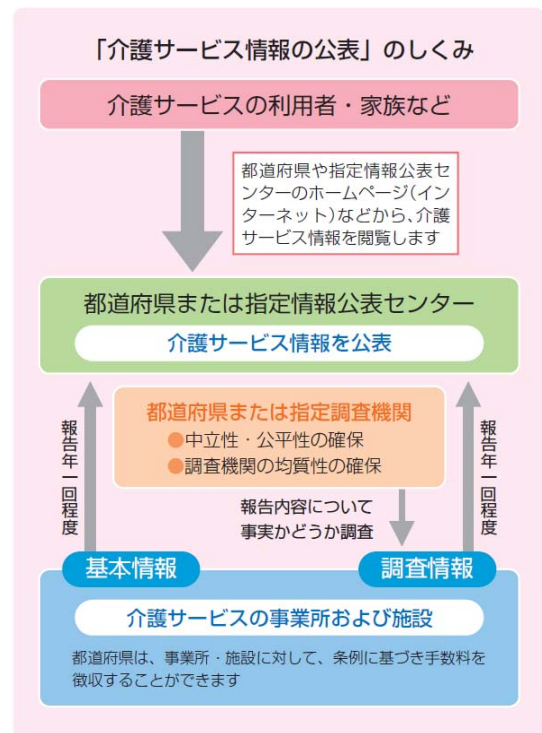
(3) 介護サービスの質を高めるしくみ

① 介護サービス情報の公表制度

介護保険制度は、利用者が自らより良い介護サービス（事業者）を選択し、直接契約によりサービスを利用する制度である。しかし、利用者への情報が十分でないことや、適切なサービス利用が行われないと利用者の心身機能低下のおそれがあることなどから、介護サービスを選択する際に判断の材料となる情報を適切に提供するしくみが必要とされていた。

このため、平成17年の介護保険法の改正に伴い、利用者の介護サービスの選択を支援するために、全ての介護サービス事業所にサービス内容や運営状況に関する情報を公表することが義務付けられた。

この制度は、平成18年4月から施行されており、全ての介護サービス事業所の比較検討が可能となる「介護サービス情報」



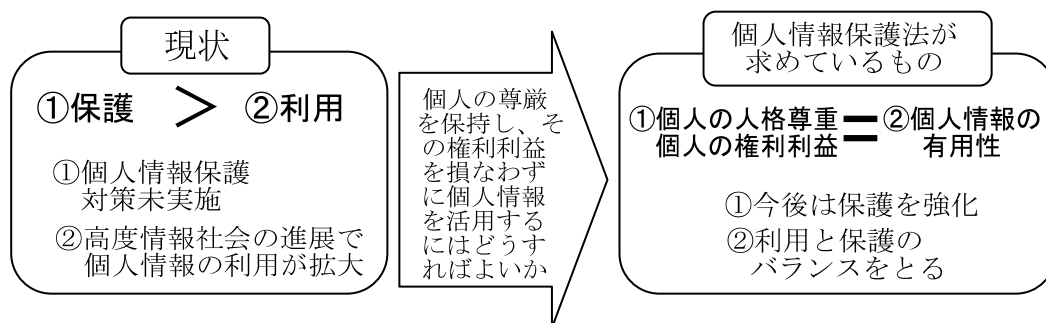
が定期的に公表されるしくみが整えられつつある。

介護サービスの利用者は、この情報を活用して、介護サービス事業所のサービス内容や運営状況を比較検討し、個々の状況や価値観にあった事業所を選択することができる。

一方、介護サービス事業所においては、事業者自身の責任による「介護サービス情報の公表」を通じて、サービス改善のための自主努力などを自ら公表し、より適切な事業者が利用者から選ばれることを通じて、介護サービスの質が向上していくことが期待される。

②個人情報保護

2005年4月に個人情報保護法が施行され、介護サービス事業者は機密性の高い個人情報を取り扱う立場にあることから、特にその適正な取り扱いの厳格な実施が求められている。しかしながら、介護の現場では、地域における包括的かつ多職種協同による情報の共有化の重要性の高まる一方で、個人情報の管理の厳格な運用との間に戸惑いや混乱を生じているのが現状である。



個人情報保護法の第一条（目的）では、個人情報の有用性に配慮しつつ個人の権利利益を保護することとしており、個人情報保護とその適切な活用に関する理解が進むことにより、介護サービスが適正に提供され、円滑に事業が推進されることが期待される。

2. セミナー結果概要について

(1) 各地域におけるセミナー結果概要（※詳細後述）

1. 「介護サービス情報の公表」制度啓発・普及セミナー in 福島（福島県福島市）
平成18年11月4日開催
（委託先：NPO 法人福島県シルバーサービス振興会）
2. 介護サービスの適正化推進啓発セミナー（兵庫県神戸市）
平成18年12月13日開催
（委託先：兵庫県シルバーサービス事業者連絡協議会）
3. 「介護サービス情報の公表」制度 普及啓発セミナー in いばらき（茨城県水戸市）
平成19年1月19日開催
（委託先：社団法人茨城県福祉サービス振興会）

(2) アンケート結果概要 (※詳細後述)

○セミナー参加者数とアンケート回収率

	福島県	兵庫県	茨城県
参加者数 (人)	177	150	247
回収枚数 (枚)	117	112	188
回収率 (%)	66.1%	74.7%	76.1%

(3) セミナー開催報告書の作成・送付

各地域におけるシルバーサービス地方振興組織等の機能を活用した介護サービスの適正化推進事業の情報を共有するために、開催地域毎にセミナー開催事業報告書を作成し、開催地域の行政・事業者等を中心に送付を行った。また、全国的な事業展開に資することを目的として、全国の地方振興組織にも送付することとした。

1. 福島県・NPO 法人福島県シルバーサービス振興会

(1) タイトル

「介護サービス情報の公表」制度 啓発・普及セミナー in 福島



(2) 事業概要

平成 18 年 4 月に改正介護保険法が施行され、「介護サービス情報の公表」制度が介護サービス事業所に対し義務付けられた。この制度により、公表された情報は、インターネットなどを活用することで、誰もが自由に閲覧することが可能となる。介護サービス事業者はもちろん、利用者や行政がこの制度を十分に理解し、活用することで、利用者による介護サービスの選択を促進し、介護サービスの適正な利用が行われることが重要である。今回のセミナーでは「介護サービス情報の公表」制度の意義や仕組み、活用方法などに関する説明を行うことで、利用者自身による介護サービスや事業者の適切な選択の支援となることを目指す。

●日時：場所

日時：平成18年11月 4日（土） 12:50～16:00

場所：福島ビューホテル（福島市）

●プログラム

○講演 13:00～14:00

テーマ：「介護サービス情報の公表」制度の意義・仕組みに関して

講師：山本 亨 氏（厚生労働省老健局振興課 介護サービス評価推進専門官）

○パネルディスカッション 14:10～16:00

テーマ：「介護サービス情報の公表」制度を利用者の選択に活かすために

コーディネーター

：木間 昭子 氏（国民生活センター相談調査部 調査室長）

パネリスト：仲塚 亮治 氏（福島市清水西地域包括支援センター 主任介護支援専門員）

原 寿夫 氏（(社)郡山医師会郡山市医療介護病院 病院長）

山本 亨 氏（厚生労働省老健局振興課 介護サービス評価推進専門官）

吉田 光子 氏（日本介護支援専門員協会 理事）

（五十音順）

●参加者（無料） 177名

2. 兵庫県・兵庫県シルバーサービス事業者連絡協議会

(1) タイトル

介護サービスの適正化推進啓発セミナー



(2) 事業概要

2005年4月に個人情報保護法が施行され、介護サービス事業者は機密性の高い個人情報を取り扱う立場にあることから、特にその適正な取り扱いの厳格な実施が求められている。しかしながら、介護の現場では、地域における包括的かつ多職種協同による情報の共有化の重要性の高まる一方で、個人情報の管理の厳格な運用との間に戸惑いや混乱を生じているのが現状である。当セミナーでは、個人情報保護法の適切な取り扱いを介護サービス事業者等に向け普及・啓発することで、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することにより、適正な介護サービス・円滑な事業の推進を目指す。

●日時：場所

日時：平成18年12月13日（水） 13：30～17：00

場所：兵庫県民会館けんみんホール（神戸市）

●プログラム

○講演 13：35～14：50

テーマ：「介護サービスにおける個人情報の適切な活用の意義～事業経営に及ぼす影響～」

講師：高橋 紘士 氏（立教大学コミュニティ福祉学部 教授）

○パネルディスカッション 15：00～17：00

テーマ：「介護サービスにおける個人情報保護の現状と課題～介護サービスの適正化推進～」

コーディネーター：

高橋 紘士 氏（立教大学コミュニティ福祉学部 教授）

パネリスト：井上 勝文 氏（兵庫県企画管理部 教育・情報局県民情報室

主幹兼個人情報・行政手続係長）

大西 徳雪 氏（セントケア株式会社管理部情報システム課 課長）

島田 孝久 氏（社会福祉法人ひまわり理事 特別養護老人ホームけやきホール施設長）

松浦 剛 氏（兵庫県社会福祉事業団 特別養護老人ホームたじま荘 所長）

（五十音順）

●参加者（無料） 154名

3. 茨城県・社団法人茨城県福祉サービス振興会

(1) タイトル

「介護サービス情報の公表」制度 普及啓発セミナー in いばらき



(2) 事業概要

平成18年4月に改正介護保険法が施行され、「介護サービス情報の公表」制度が介護サービス事業所に対し義務付けられた。この制度により、公表された情報は、インターネットなどを活用することで、誰もが自由に閲覧することが可能となった。

介護サービス事業者はもちろん、利用者や行政がこの制度を十分に理解し、活用することにより、利用者による介護サービスの選択を促進し、介護サービスの適正な利用が行われることが重要である。今回のセミナーでは「介護サービス情報の公表」制度の意義や仕組みについて説明を行い、制度施行後の状況や影響を見直すことにより制度の具体的内容を理解し、制度が利用者自身による介護サービス（事業者）の適切な選択の支援となることを目指す。

●日時：場所

日時：平成19年1月19日（金）13：30～17：00

場所：茨城県総合福祉会館 コミュニティホール（水戸市）

●プログラム

○講演 13：35～14：50

テーマ：「介護サービス情報の公表」制度の意義・仕組みについて

講師：高橋 紘士 氏（立教大学コミュニティ福祉学部 教授）

○パネルディスカッション 15：00～17：00

テーマ：「介護サービス情報の公表」制度施行後の状況と影響について

～制度の有効活用に向けて～

コーディネーター

：高橋 紘士 氏（立教大学コミュニティ福祉学部 教授）

パネリスト：小見トモ子 氏（茨城県保健福祉部高齢福祉課介護保険室 室長）

寺光 鉄雄 氏（フランスベトナムメディカルサービス株式会社 業務課 課長）

古谷 博 氏（社会福祉法人 博慈会 理事長）

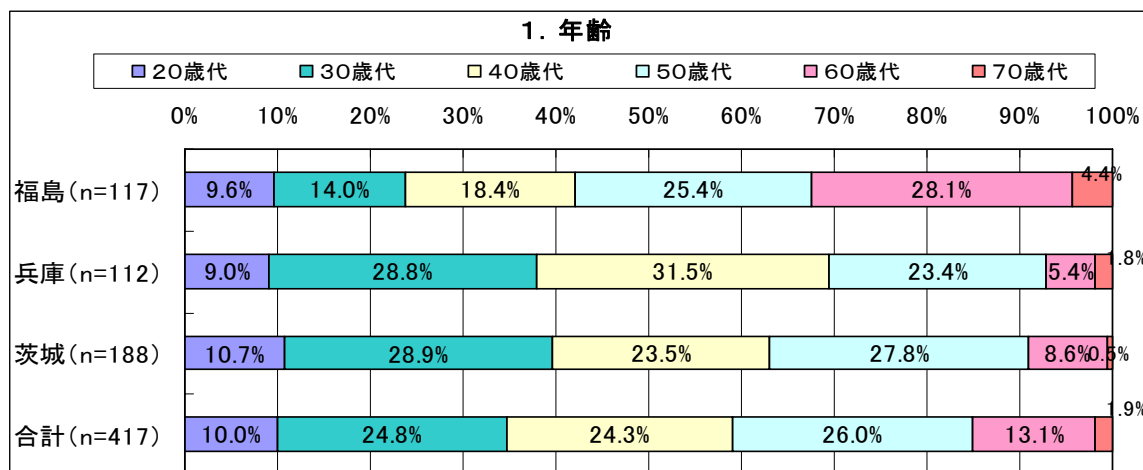
黒沢 優 氏（茨城介護サービス情報公表センター センター長）（五十音順）

●参加者（無料） 247名

○アンケート結果概要

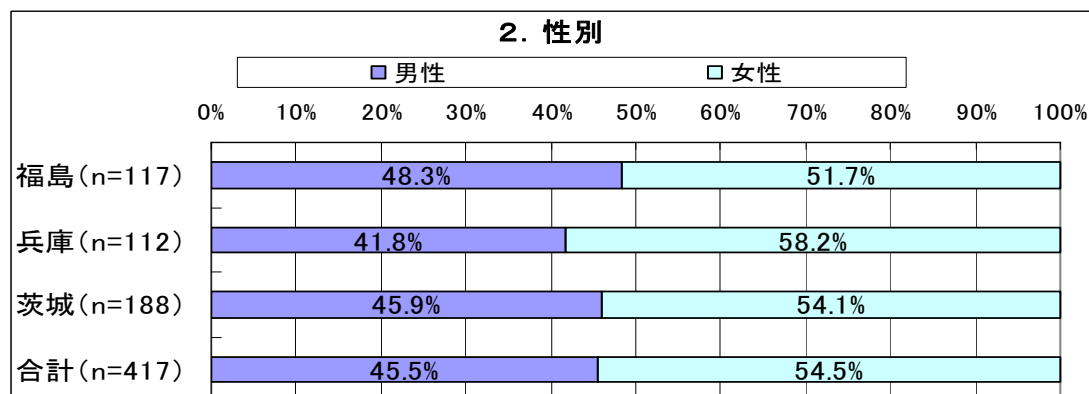
1. 年齢

年齢に関しては、30歳～50歳代の参加者で全体の3/4近くを占めている。福島県でのセミナーは土曜日の開催であったためか、60歳代の参加者が1/4以上となった。



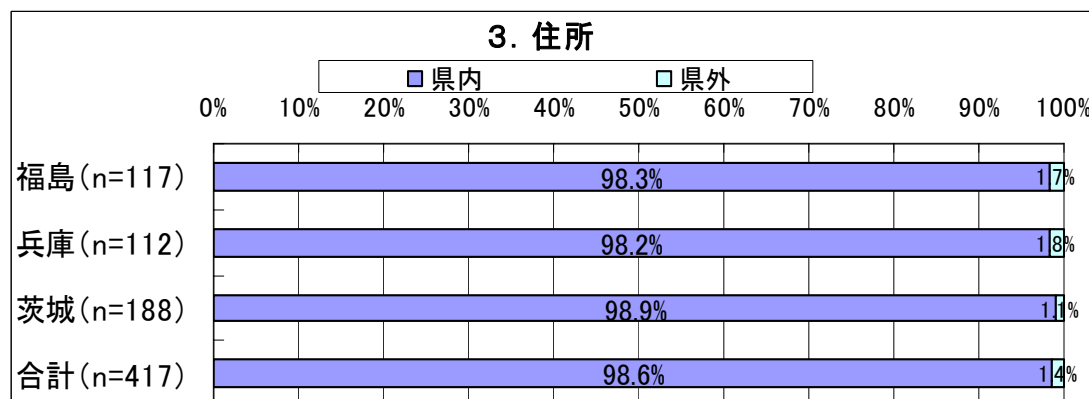
2. 性別

各会場において、男女ほぼ同数であったが、各会場とも若干女性の参加者が男性の参加者を上回る結果となった。



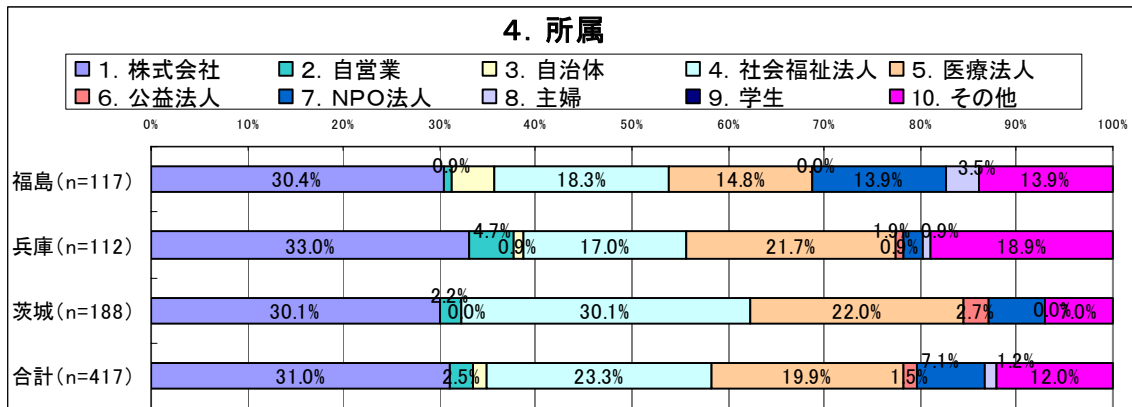
3. 住所

県外からの参加者は各会場とも2名ずつにとどまったが、地方振興組織が都道府県を単位として活動している結果といえる。



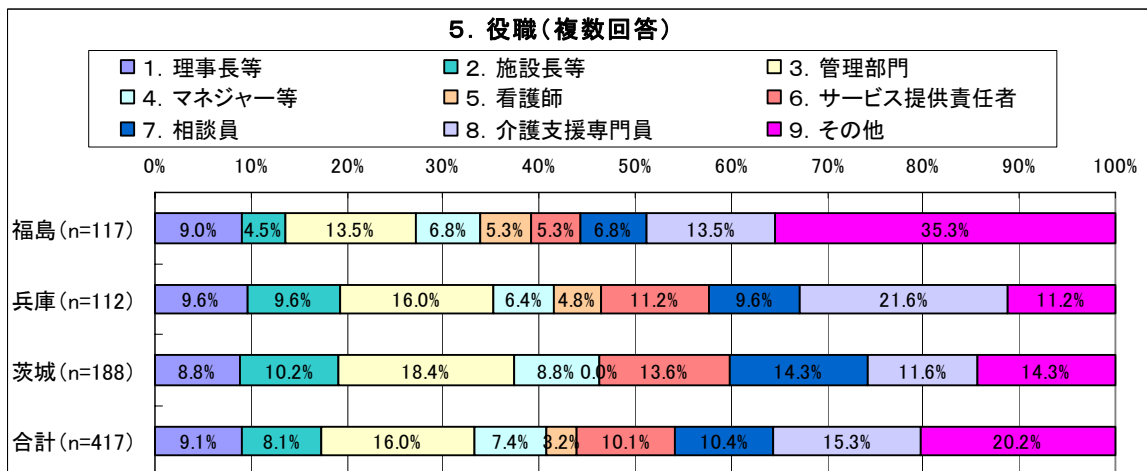
4. 所属

所属については、株式会社を中心とした民間事業者からの参加が多い。また、これに社会福祉法人、医療法人、を加えると全体の8割弱に及ぶ。なお、各地域とも株式会社の参加割合が最も高くなっている。



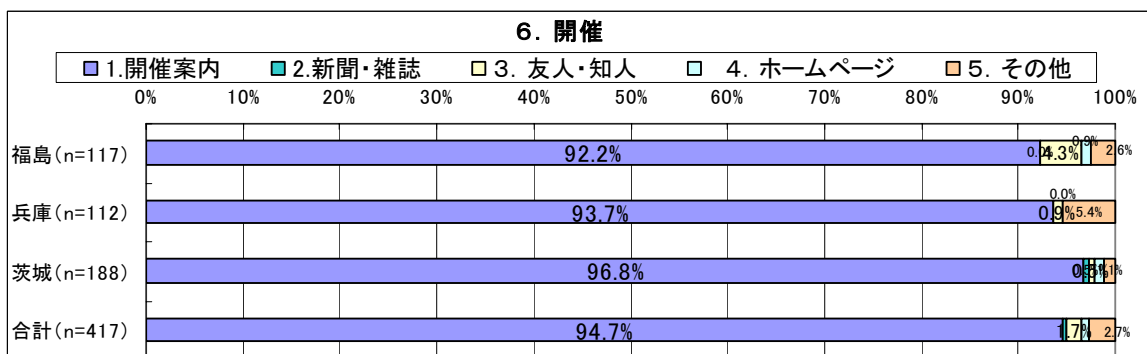
5. 役職

役職については、いわゆる管理職に属する層（理事長・施設長・管理職・マネジャー）とサービスを提供する層（看護師・サービス提供責任者・相談員・介護支援専門員）が約4割ずつの構成となっている。



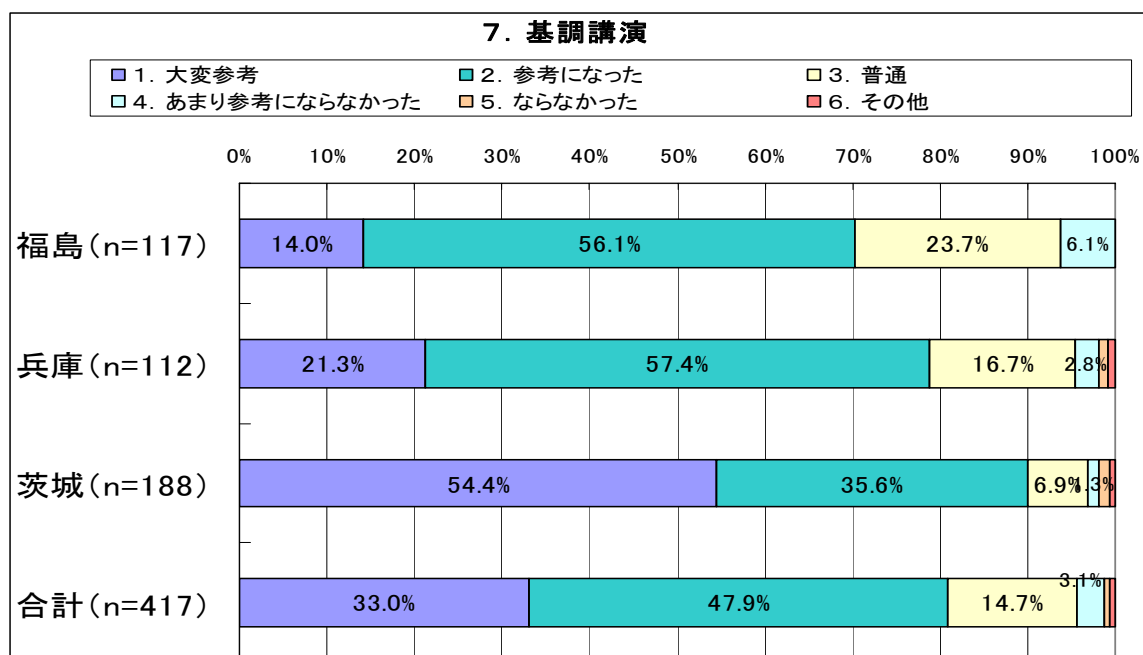
6. 参加申込経路

本セミナーは開催案内を受け取った参加者がほとんどであり、その他媒体を通じての申し込み参加者は各地域とも1割に満たなかった。



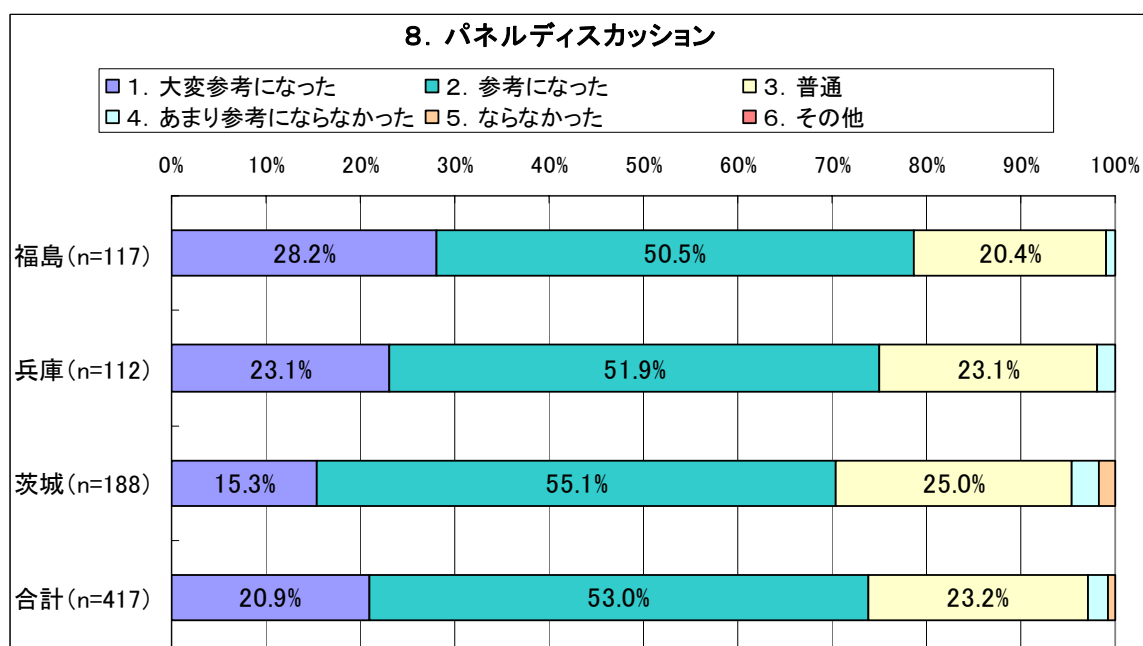
7. 基調講演

「大変参考になった」、「参考になった」という回答が大多数を占めており、全体として有意義な講演であったことが認識される。



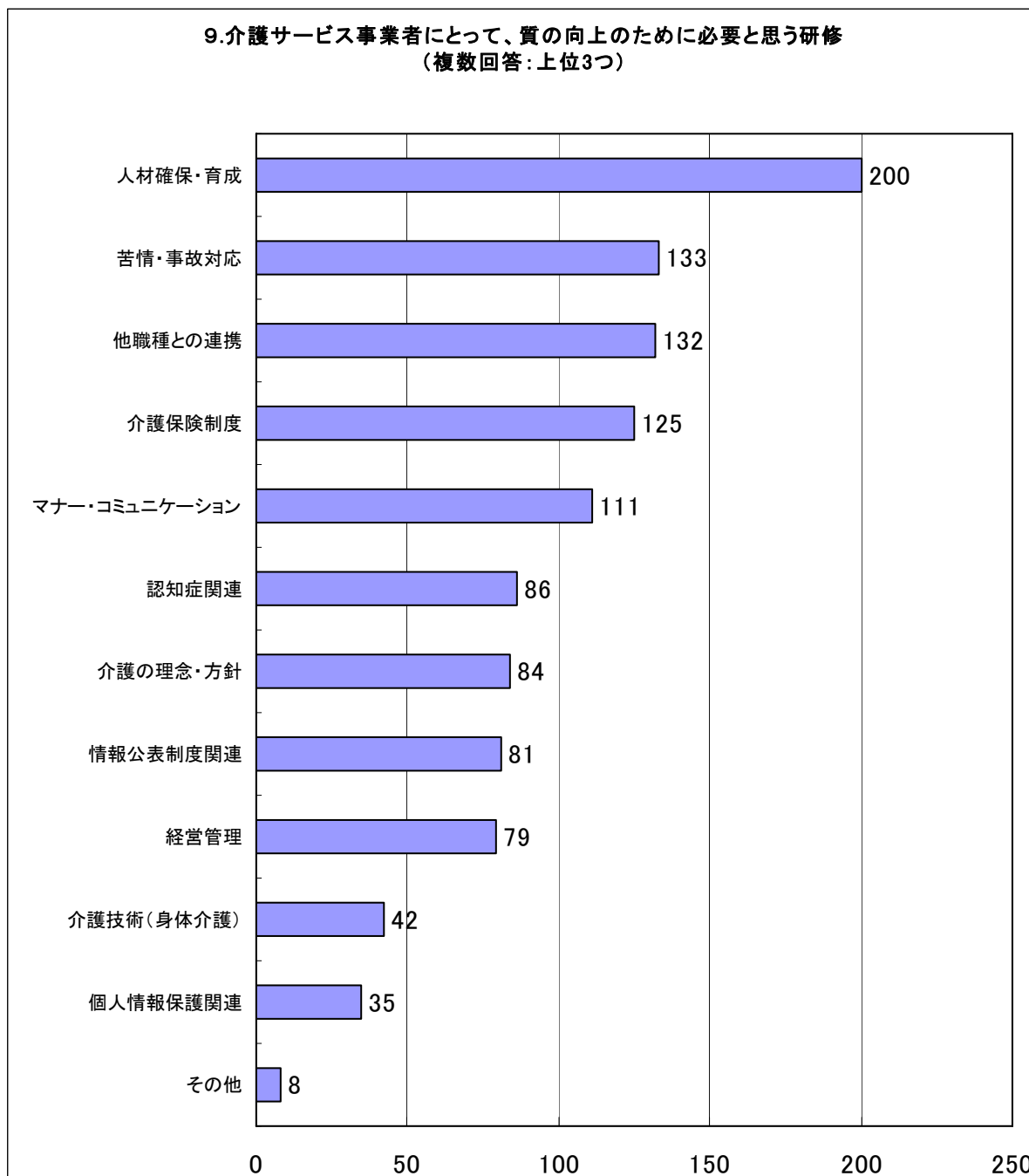
8. パネルディスカッション

「大変参考になった」、「参考になった」という回答が大多数を占めており、全体として有意義な講演であったことが認識される。



9. 質の向上に向けた研修テーマ（3つまで選択） * 下記数値は回答数

介護サービス事業者にとって、質の向上に向けた研修テーマとしては「人材確保・育成」が最も回答数が多く、このテーマが事業者にとって大きな課題となっていることが伺える。このテーマに次いで「苦情・事故対応」、「他組織との連携」、「介護保険制度」といったテーマが主な回答となっている。



10. 受講条件

受講の条件としては、「現場では得にくい情報・外部情報」を「現場経験豊富な講師」により「身近な場所」で受講したいという回答となった。また、「平日」に「半日程度」の開催であり、「複数日程から選択できる」ような研修体系であることも受講の条件として挙げられている。

